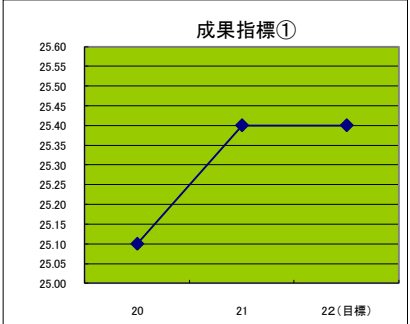
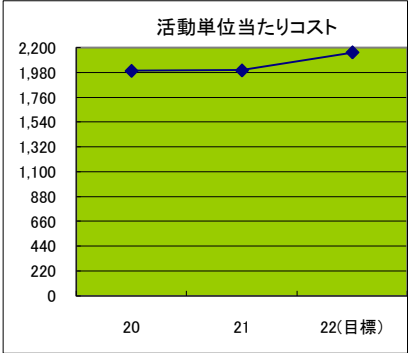


事務事業名		移動支援事業		予算科目	会計	1	一般会計	
					款	3	民生費	
					項	1	社会福祉費	
					目	2	社会福祉事業費	
					事業	2	地域生活支援	
総合基本計画	まちづくりの目標(章)	2	健康で生き生きと暮らせるやさしいまち		作成部署 保健福祉部福祉支援課			
	施策(節)	4	障害者福祉					
	施策の方向	(2)	地域での自立した生活支援の充実					
関連する計画等				羽曳野市障害福祉計画				
事業の目的	対象(誰を・何を)			連絡先	072 - 958 - 1111 内線 1211			
	屋外での移動が困難な障害者							
	意図(どういう状態にしたいのか)							
事業の内容	地域における自立生活及び社会参加を促進する。							
	屋外での移動が困難な障害者が、社会生活上必要不可欠な外出又は余暇活動等の社会参加のために外出する場合に、ガイドヘルパーを派遣する。							
	利用者負担あり：1割負担(上限設定あり) ※生保・非課税世帯を除く。							
根拠法令等		障害者自立支援法、羽曳野市地域生活支援事業実施規則						
事業開始時期		☐ 昭和 18 年開始 ☐ 明確にはわからない		終了年度		平成 年度		
		☒ 平成 ☐ 市制施行(昭和34年)以前より行っている						
事業開始時からの状況変化		平成18年10月から、障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業として実施している。※平成22年4月から生保・非課税世帯の自己負担無料化により事業費の増が見込まれる。						
市民や議会の要望								
実施手法		☒ 直営 ☐ 一部委託 ☐ 全部委託 ☐ 補助金・助成金 ☐ その他()						
委託先		☐ 市外郭団体委託 名称 ()		委託内容				
		☐ 民間委託 ☐ その他						

区 分		20年度	21年度	22年度
		(実績)	(実績)	(見込み)
事業費【1】 (千円)		133,136	137,960	150,000
人件費【2】 (千円)		4,665	4,665	3,915
職員数	正規職員	0.43 人	0.43 人	0.33 人
	再任用職員	0.00 人	0.00 人	0.00 人
	嘱託職員	0.00 人	0.00 人	0.00 人
	臨時職員	0.80 人	0.80 人	0.80 人
	超過勤務(参考) (時間)	14.00 時間	0.00 時間	0.00 時間
総事業費 (【1】 + 【2】) 【A】 (千円)		137,801	142,625	153,915
財源内訳	国費 (千円)	66,568	68,980	75,000
	府費 (千円)	35,229	36,490	37,500
	市債 (千円)			
	その他 (手数料・使用料等) (千円)			
	一般財源 (千円)	36,004	37,155	41,415
活動指標(事業の活動実績)【B】 単位		20年度	21年度	22年度(目標)
① 派遣時間	時間	69,053	71,337	71,337
② 延利用者数	人	2,746	2,806	2,806
③				
活動単位当たりコスト(【A】／【B】①)		1,996 円	1,999 円	2,158 円
市民1人当たりコスト(【A】／人口)		1,152 円	1,199 円	1,294 円



成果指標 (事業目的の達成度を測る指標)	指標名		単位	指標設定の考え方	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	①	一人当たり利用時間数	時間	充足された一人当たりの時間数	目標	25	達成率(%)
		(式) 派遣時間÷延利用者数	実績		25.10	25.40	100.0%
	②			目標		達成率(%)	
		(式)		実績			

市の関与の必要性	市の関与が必要な理由									評価	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	必要性	分析・評価の説明
	法令上の義務	受益者が不特定多数	最低限の生活水準を確保	市民の不安を解消	社会的経済的弱者を対象	民間だけでは負担しきれない	民間だけでは供給不足	市の特色等を市内外へ発信	第三者にも受益がある	有	法令上義務付けられた事業である。
	○										

視点	分析のためのチェック点			分析・評価の説明		
	はい	いいえ	該当なし			
妥当性	市民ニーズが高い	☒	☐	☐	障害者自立支援法の地域生活支援事業のうち、必須事業として位置付けられており、事業の実施は妥当である。	
	市民ニーズに比較してサービスの供給過剰となっていない	☒	☐	☐		
	社会情勢の変化に対応している	☒	☐	☐		
	他市の水準と比較しても、対象範囲や水準を見直す必要がない	☒	☐	☐		
	国・府の事業と重複していない	☒	☐	☐		
	事業を休止、廃止した場合の影響度が大きい	☒	☐	☐		
	緊急性が認められる	☐	☐	☒		
効率性	単位コストが適切である(経年、他市比較など)	☒	☐	☐	制度施行時から南河内地域市町村において基準単価の設定がされており、事業費を削減する余地はない。	
	受益者負担の割合は適当である	☒	☐	☐		
	人員を削減する余地がない	☒	☐	☐		
	事業費を削減する余地がない	☒	☐	☐		
	簡略化できる方法や手段がない	☒	☐	☐		
	市の他事業と重複していない	☒	☐	☐		
	民間活力(民間委託、NPO、ボランティア、PFIなど)の活用について検討の余地がない	☒	☐	☐		
有効性	上位の施策(目的)が明確である	☒	☐	☐	社会生活上不可欠な外出や、余暇活動等の活動が可能となるため、障害者の自立支援と社会参加の促進に結びつく。	
	上位の施策(目的)への貢献度が高い事業である	☒	☐	☐		
	成果を向上させる余地がない	☒	☐	☐		
	市民の視点にたってサービスが提供されている	☒	☐	☐		
協働性	事業の企画、立案に市民が参加している	☐	☐	☒		
	事業の実施に向けて、市民と情報の共有が図られている	☐	☐	☒		
	事業の実施について積極的に市民の意見を反映している	☐	☐	☒		
	事業の実施に市民の参加、協力が得られている	☐	☐	☒		
達成度	成果指標の目標値は適正である	☒	☐	☐	障害者の個々の事情を考慮して支給決定を行っており、目的達成度は高いと考えている。	
	成果指標の実績値は目標値以上である	☒	☐	☐		
	成果指標は前年度より向上している	☒	☐	☐		

担当 部局 評価	総合評価	
	☐ 拡大・充実 ☒ 現状維持 ☐ 方法改善 ☐ 民営化・民間委託 ☐ 縮小 ☐ 廃止・休止 ☐ 完了	
	評価の理由	
	障害者等の社会参加に向けた確保と充実を図るために非常に重要な事業である。また障害者自立支援法上の地域生活支援事業における市町村必須事業であり、事業実施の見直しは不可能である。 今後に向けて(取組方針、具体的な改善改革案など) 平成22年4月から生保・非課税世帯の自己負担無料化により事業費の増が見込まれるが、引き続き、障害者の自立と社会参加が促進されるよう、本事業を継続実施していく。	

行 革 本 部 評 価	総合評価		評価理由・意見	
	☒ 拡大・充実 ☒ 現状維持 ☐ 方法改善 ☒ 民営化・民間委託 ☐ 縮小 ☐ 廃止・休止 ☐ 完了			